

使用前検査申請書

廃炉発官R1第185号
令和2年1月16日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る 事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系 5・6号機 仮設設備（滞留水貯留設備） 浄化ユニット※ 4系列</p> <p>※ 実施計画 II.2.33.2.2 基本仕様参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和元年12月13日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和2年2月19日 至 令和2年4月3日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 本社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期</p>	<p>令和2年5月1日</p>

工事の工程に関する説明書

項目	年月	令和 2 年			
	令和元年	1	2	3	4
5・6号機 仮設設備 (滞留水貯留設備) 浄化ユニット4系列	▼		☆-----☆		☆
	—				△

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

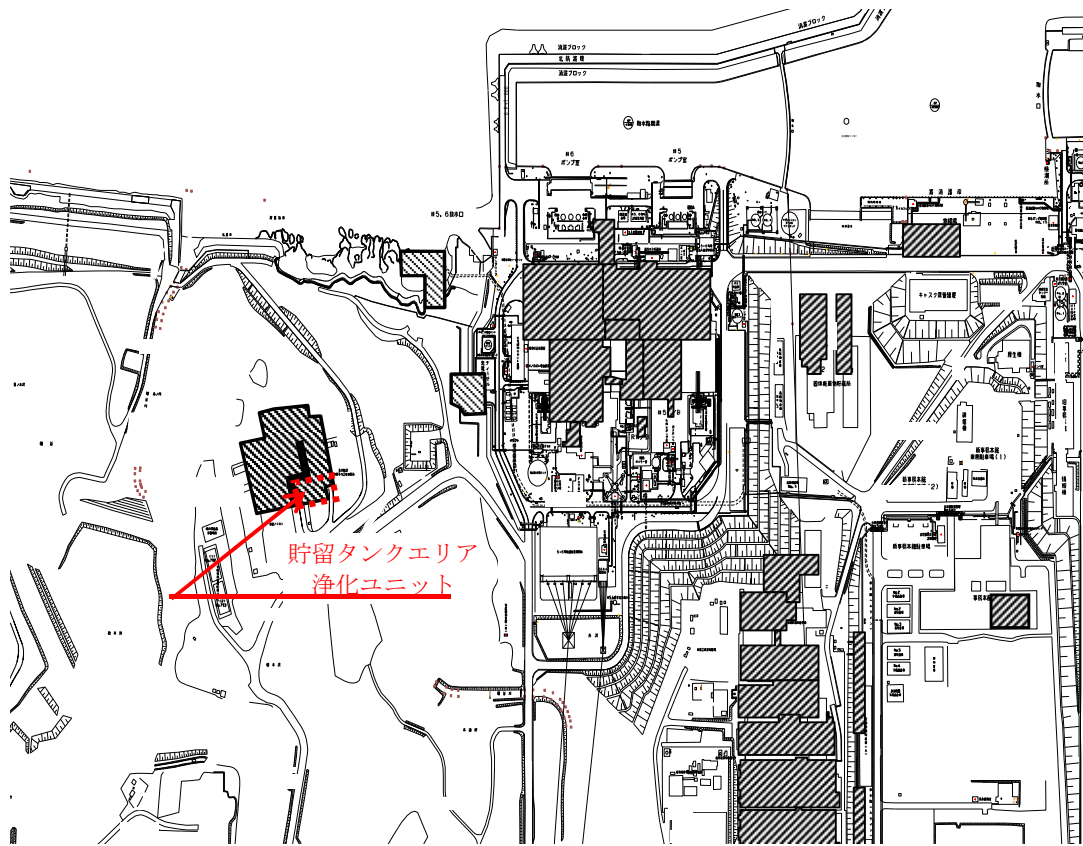
5・6号機 滞留水滞留設備

滞留タンクエリア浄化ユニット : 管理対象区域


別添－1 : 検査場所図

以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所